

## 別紙 1

### 下関市ボートレース企業局公営企業会計システム導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 目的

本要領は、下関市ボートレース企業局公営企業会計システム導入業務に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものです。

#### 2 業務概要

- (1) 業務名 下関市ボートレース企業局公営企業会計システム導入業務
- (2) 履行場所 下関市長府松小田東町1-1 下関市ボートレース企業局
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙2仕様書のとおり

#### 3 予算

提案上限額は、システム導入及び令和10年度から令和14年度までの5年間のシステム運用保守に係る費用の合計額とし、22,385,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

(※) 本プロポーザルにおける契約対象はシステム導入に限るものであり、システム運用保守については、令和10年度以降の予算で予算確保に努め、別途、契約を予定しています。運用保守に係る契約は毎年度契約で通算5年間で予定していますが、最終的な契約の期間や方法については、別途協議を行います。

導入経費と運用保守経費の評価を行うため、提案上限額にシステム運用保守に係る費用を含めるものとします。

#### 4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和8年10月13日（火）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和8年10月28日（水）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和8年11月 4日（水）
- (4) 質問の受付期間 令和8年10月13日（火）から  
令和8年10月21日（水）まで
- (5) 質問に対する回答 令和8年10月26日（月）まで
- (6) 提案書提出期限 令和8年11月30日（月）まで
- (7) プレゼンテーション及びデモンストレーション  
令和8年12月11日（金）

(8) 選考結果通知

令和8年12月25日(金)までに送付

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の申立てがなされていない者であること。
  - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て
- (3) 下関市暴力団員排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (4) 下関市に納税の義務がある者については、下関市税を滞納している者でないこと。
- (5) 地方公営企業会計を熟知しており、他のボートレース事業を実施する地方公営企業において、公営企業会計システムの導入及び運用保守に係る業務を受注した実績があること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 会社概要書(様式2) 1部
- ウ 実績報告書(様式3) 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

- (3) 提出期限 令和8年10月28日(水) 17時まで 必着
- (4) 提出先 下関市ボートレース企業局ボートレース事業課
- (5) 参加資格審査の結果通知
  - ア 通知日 令和8年11月4日(水)

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和8年11月6日（金）17時までにボートレース事業課に電話でご確認ください。

イ 通知方法

参加資格審査結果通知書（様式4）により電子メールにて通知します。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

## 7 質問の受付及び回答

### （1）質問

ア 提出様式 質問書（様式5）のとおり

イ 提出方法 電子メール又はファクシミリ  
（着信確認の連絡を行ってください。）

ウ 受付期間 令和8年10月13日（火）から  
令和8年10月21日（水）17時まで

エ 提出先 下関市ボートレース企業局ボートレース事業課

### （2）回答

ア 回答方法 市ホームページに掲載

イ 回答日 令和8年10月26日（月）まで

## 8 提案書作成方法等

### （1）提出書類

ア 提案書（任意様式） 正本1部、副本8部

イ 見積書（システム導入とシステム運用保守それぞれに要する経費の内訳が分かるように記載してください。）

### （2）提出期限

令和8年11月30日（月）17時必着

### （3）提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

### （4）提案書の作成方法

ア 企画提案書は1者について1案とします。

イ 仕様書の内容及び評価基準に示す内容に沿ったものとし、分かりやす

くまとめた上で具体的に記載してください。

(5) 提出先 下関市ボートレース企業局ボートレース事業課

## 9 審査方法

### (1) 評価基準

別紙4 評価基準のとおり

### (2) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施します。

ア 日程 令和8年12月11日(金)  
(時間等の詳細については別途連絡します。)

イ 実施場所 下関市長府松小田東町1-1  
ボートレース下関事務所棟2階会議室

ウ 出席者 3名以内

エ 実施時間

プレゼンテーション 20分以内

デモンストレーション 30分以内

※準備、撤収及び質疑応答の時間を除く。

オ 貸出物品 机・椅子・モニター

それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意してください。

カ デモンストレーション必須内容

デモンストレーションにおいては、提案するシステム画面により、以下のパターンの操作方法、入力項目等について実演してください。その際、仕様書又は機能要件書で要求されている機能についても、あわせて実演、説明してください。

① 1万円の物品購入における執行何から支払伝票までの一連の操作

② 1万円の施設使用料の調定

③ 当初予算編成における100万円の委託料の計上

なお、時間内であれば、他の操作方法の実演も実施することができるものとします。

キ その他

プレゼンテーション及びデモンストレーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。

プレゼンテーション及びデモンストレーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

### (3) 候補者の選定方法

- ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。
- イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。
- ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には「(1) 審査者評価項目ーデモンストレーションーシステム関係」の項目の評価点の合計が高い者を候補者として選定します。
- エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

### 1 0 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・デモンストレーションに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式6）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

### 1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

### 1 2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の例による請求に基づき、第三者に開示することができるもの

とします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

### 1.3 その他

#### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション及びデモンストレーションの開始時間までに会場に来なかった場合

カ 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合であっても、審査を実施し、受託候補者の選定を行う。

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 本件の契約には、令和9年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は、契約は成立しないものとします。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 1 4 提出・問い合わせ先

下関市ボートレース企業局ボートレース事業課（担当 山本）

〒752-8511 下関市長府松小田東町1-1

電話 083-246-1161 ファクシミリ 083-246-0225

電子メール [ktkanrik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:ktkanrik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

#### 1 5 施行期間

本要領は、決裁日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。